



# 共同参画

特集 女性版骨太の方針2022 他



## 地方からの男女共同参画

徳島の女性は「阿波女（働き者で、しっかりした女性という意）」と呼ばれ、徳島には、もともと女性が活躍しやすい風土があると感じています。実際に「女性社長比率」や「管理職に占める女性の割合」も徳島は全国的に1位2位を争っており、他県に比べると土壌的には環境が整っていることがわかります。

一方で、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少、若い女性の流出などが問題となっており、地方の持続的発展のためには、女性や若者、高齢者などが安心して働き活躍できる環境づくりを行うことが喫緊かつ重要な課題となっています。

こうした中、市長就任後には、女性の経済的自立や就労支援を図るため、WebマーケティングやITスキルの資格取得研修を民間企業との連携により実施し、徳島でも東京と同様の働き方や給与が得られるような雇用の創出や女性活躍推進の取組を進めました。また、未来を見据え、女子学生の理工系分野への進学促進に向け、女子中高生のためのプログラミング教育や、女性活躍推進に向けたダイバーシティフォーラムの実施など、ジェンダーギャップ解消や男女共同参画の推進を図っています。また、日本ではまだまだ数の少ない女性の政治家が増えるよう、特に若い女性に向けたセミナーや講演、寄稿などには御協力させていただいています。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」によって、男女間の賃金格差の改善に向けた取組や女性デジタル人材の育成など女性の経済的自立の促進や地域でのジェンダーギャップ解消の取組の促進などが都市部はもちろん、アンコンシャス・バイアスがまだまだ散見される地方で進んでいくことがこの国にとって必要なことであると強く感じています。

男女共同参画の推進は、地方創生とも密接に関連しており、私も、男女共同参画会議の議員として発言する機会を与えていただいておりますので、徳島の声、地方の声を国へ届け、阿波女だけでなく、誰もが性別にかかわらず、自分らしく、その個性や能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向け徳島からもそのモデルとなるような事業を作り出せるよう、今後も頑張っていきたいと思っております。



内藤佐和子  
Sawako Naito  
徳島市長

"Kyodo-sankaku"

# 共同参画

# 7

July 2022  
Number 157

目次

Contents



## 今月号の表紙

「女性版骨太の方針」にちなみ、女性のエンパワメントを表現しました。

咲いている花は「ノウゼンカズラ」で夏に咲く花です。ラッパ状の花から英雄を祝福するファンファーレで吹くトランペットを連想させることから「栄光」「名誉」という花言葉があります。

## Special Feature

特集1 Page.2

女性版骨太の方針2022

特集2 Page.6

令和4年版男女共同参画白書

## Topics

行政施策トピックス1 Page.10

配偶者暴力被害防止等のための調査・研究結果の公表について

## News & Information

ニュース & インフォメーション Page.12

「働く女性の健康応援サイト」の御案内

ほか

公式Facebook



男女共同参画局 Facebook  
<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>



公式Twitter



男女共同参画局Twitter  
<https://twitter.com/danjokyoku>



公式ホームページ



内閣府男女共同参画局  
Gender Equality Bureau Cabinet Office  
<https://www.gender.go.jp>



# 女性版骨太の方針2022

男女共同参画局総務課

Special Feature

1

令和4年6月3日に、総理官邸において全閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」を開催し、「女性版骨太の方針2022」を政府決定しました。今回は、本方針の概要や具体策について御紹介します。

## ○家族の姿の変化・人生の多様化

我が国の男女共同参画の現状は、ジェンダー・ギャップ指数が156か国中120位であることに表れているように、諸外国に比べて立ち遅れていると言わざるを得ません。

その背景には、昭和の時代に形作られた各種制度や、男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、制度・慣行・意識の3つの要素が相互に強化し合っているという構造的な問題があると考えられます。

とりわけ、人生100年時代を迎え、女性の半数以上は90歳まで生き、離婚件数は結婚件数の3分の1となっています。また、50歳時点で配偶者のいない方は男女ともに3割程度となり、家族構成は単独世帯が最も多く、配偶者がいない世帯が全体の約半数を占めるなど、女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和時代の想定は通用しません。令和の時代にあった制度や施策が求められています。

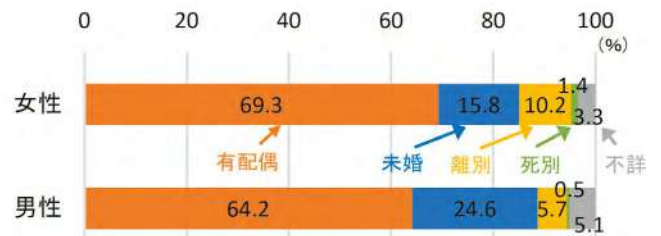
### 婚姻・離婚件数の年次推移



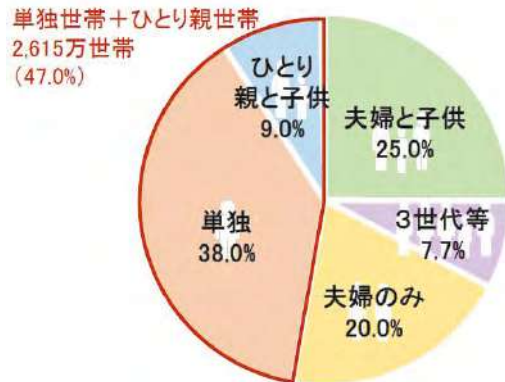
### 男女の寿命 (令和2年)

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳

### 50歳時点での配偶関係は多様 (令和2年)



### 家族類型 (令和2年)



こうした認識のもと、女性版骨太の方針は、

- ①女性の経済的自立
- ②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- ③男性の家庭・地域社会における活躍
- ④女性の登用目標達成 (第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

という4つの柱立てに基づき、具体策を取りまとめました。以下、それぞれの柱立てに沿って、今年度及び来年度に実施することを決定した主な具体策を御紹介します。

## ○今年度及び来年度に実施することを決定した 主な具体策

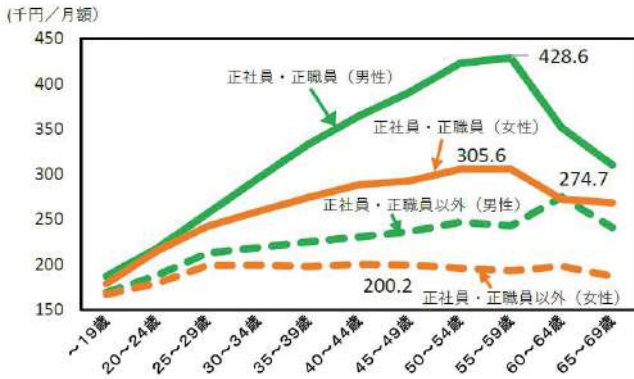
### I 女性の経済的自立

前述のとおり女性の人生と家族の姿が多様化する中で、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できる力をつけることは、女性本人のためにも、また我が国の経済財政の観点からも、喫緊の課題となっています。

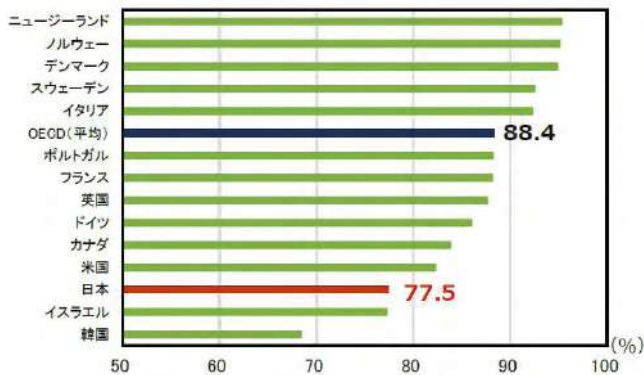
#### ①男女間賃金格差への対応

我が国の男女間賃金格差を見ると、正規・非正規の格差に加えて、同じ正社員、同じ非正規でも格差があり、年齢が上がるにつれて、その差は拡大傾向にあります。国際比較をしても、日本は男女間賃金格差が大きい国の部類に入ります。

男女間賃金格差（所定内給与額、令和3年）



男女間賃金格差の国際比較（賃金：中央値）



このため、男女間賃金格差に係る情報の開示や同一労働同一賃金の徹底、女性デジタル人材の育成等を通じて、男女間賃金格差の是正に取り組んでいきます。

特に、男女間賃金格差については、女性活躍推進法の制度を改正し、常用労働者301人以上の事業主に対し、全労働者について及び正規・非正規雇用に分けて開示を義務付けることとしました。また、有価証券報告書の記載事項についても同様の開示を義務付けることとしました。

## ②地域におけるジェンダーギャップの解消

地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



近年、若い女性が地方から大都市へと出て行く傾向が強まっており、その背景には、根強い固定的な性別役割分担意識があると考えられています。この流れを止めるためには、全国津々浦々でジェンダーギャップを解消する必要があります。

このため、全国355か所に設置されている男女共同参画センターの機能強化を行うとともに、独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)を文科省から内閣府へと移管し、男女共同参画のナショナルセンターとして取組をバックアップします。

#### ③固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、地方公共団体や経済団体、学校の教育現場など様々な場面で取組を進めます。

その中で、女性の人生の多様化の実態について広く周知し、結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという価値観で女の子を育てることのリスクについて認識を広めます。

このほか、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討や、ひとり親への職業訓練の強化、養育費の「受領率」に関する達成目標の設定など、様々な角度から取り組みます。

## II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提です。

### ①アダルトビデオ出演被害対策等

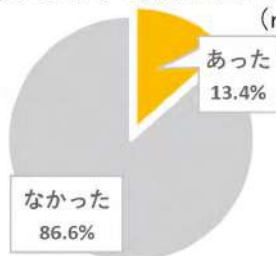
昨今、アダルトビデオ出演被害は若い女性にとって身近な問題として顕在化しました。調査によると、若い女性の約4人に1人がモデル・アイドル等の勧誘を受けた経験があり、モデル・アイドル等の勧誘を受けたり応募した経験のある女性のうち、約7人に1人が聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影要求を受けたということです。

#### アダルトビデオ出演被害：モデルやアイドル等の勧誘（令和2年）

##### ①モデル・アイドル等の勧誘経験の有無 (n=20,000)



##### ②聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影要求の有無 (n=2,575)



このため、女性版骨太の方針の決定後に国会で成立した「AV出演被害防止・救済法」に基づき、必要な対応策を講じていきます。

### ②性犯罪・性暴力対策

近年、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数も増加傾向にあり、深刻化が懸念されています。

#### 全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（47都道府県）の相談件数の推移



このため、令和5年度以降の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の後継となる方針を策定するとともに、ワンストップ支援センターの体制強化に取り組みます。また「痴漢撲滅パッケージ」の取りまとめも行います。

### ③配偶者等からの暴力への対策の強化

配偶者暴力防止法の改正が早期に実現できるよう検討を行うとともに、被害者の生活再建に向けた手続面の見直しに向けた抜本強化策を取りまとめます。

### ④女性の健康

女性の健康課題を技術の力で解決する「フェムテック」の更なる推進や、予期せぬ妊娠への対応として、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、パブリックコメントを実施するなど着実に検討を進めます。

## III 男性の家庭・地域社会における活躍

男女共同参画を進めていくためには、男性が家庭や地域でも活躍することも大切です。

### ①男性の育児休業取得の推進及び働き方の改革

家事に関する配偶者との役割分担の希望を聞くと、若い男性の7割以上が、配偶者と家事を半分ずつ分担したいと考えています。しかし、現状はできていません。この背景として、長時間労働等の昭和時代から続く慣行が指摘されています。

#### 家事に関する配偶者との役割分担の希望（男性）（令和元年）



このため、男性の育児休業取得の推進に加えて、コロナ収束後もコロナ前の働き方に戻さないため、テレワークなど多様な働き方の定着に向けた取組を強力に進めていきます。

## ②男性の育児参画を阻む壁の解消

内閣府の調査により、仕事と子育て等の両立を阻害する様々な慣行やしきたりが明らかになりました。

分類	意見の内容
幼稚園・保育園 ・認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園が<b>母親だけ</b>に連絡事項や子供の様子を伝える。</li> <li>・入園申込時、入園時、入園後で似たような内容を何度も<b>手書き</b>で書く。</li> <li>・おむつやビニール袋まで、<b>一つ一つ記名</b>を求められる。</li> <li>・毎週布団の持ち帰りがあり、雨の日などは対応できない。</li> </ul>
小学校・学童保育等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>保護者会が平日午後</b>に開催され、父親の出席率が低いため、父親が行きづらい雰囲気がある。</li> <li>・PTAや学校行事に参加するのは母親ばかり。</li> </ul>
習い事・課外教室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球チームでは、父親はコーチ、母親はお茶の準備、道具の片付け、スコア付けなど、父親と母親の役割に違いがある。</li> </ul>
地域・外出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>男性用トイレにおむつ交換台やベビーチェアがない。</b></li> </ul>
家庭 (炊事、洗濯、掃除等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家事・育児参画に対して、<b>職場・上司の理解が不十分</b>と感じる。</li> <li>・男性が家事・育児のために帰宅することに、理解のない同僚がいる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の入所申込み手続きを<b>オンライン</b>にしてほしい。</li> <li>・自治体の乳幼児健診や子育てイベントが、母親の参加を念頭に置いており、実際の参加者も母親がほとんど。</li> </ul>

(備考) 内閣府「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」より作成。

こうした課題を着実に解決するため、男性用トイレへのベビーベッド等の設置や、幼稚園や保育園、学校と保護者の間での連絡のデジタル化などの取組を進めていきます。

## IV 女性の登用目標達成 (第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

5次計画に掲げられた58の成果目標を着実に達成し、計画を絵に描いた餅にしないよう、目標の進捗状況を確認し、PDCAを回しながら必要な施策を展開していきます。

### ①政治分野

我が国の有権者の約52%は女性ですが、女性の議員がいない市区町村議会がまだ275議会もあります。

	女性ゼロ 議会数	議会数	女性ゼロ 議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	275	1,741	15.8%
市議会	24	792	3.0%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	251	926	27.1%

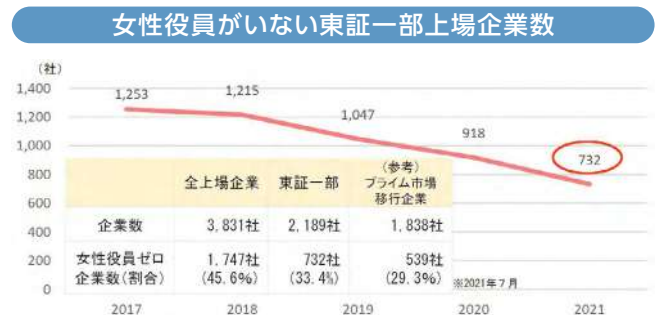
※令和3年12月

昨年夏に改正された候補者男女均等法の下、政府では、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して取組を進めています。

調査によると、特に女性の政治参画の障壁となっている要因として、女性の3人に1人が性別による差別やセクシャルハラスメントをあげています。このため、「政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材」の積極的な活用を推進します。

### ②経済分野

女性役員がいない東証一部上場企業数は減少していますが、未だ約3社に1社は女性の役員がいません。本年4月に発足したプライム市場でも、3割近くの企業が女性役員ゼロ企業です。



このため、女性役員の登用状況の見える化や、公共調達を活用した女性活躍企業の優遇などを通じて、女性役員の登用を促します。

このほか、行政分野(国家公務員の女性職員の職域拡大等)や科学技術分野(理系分野に進学する女子学生を対象にした修学支援プログラムの創設等)など、様々な分野で取組を進めます。

## リンク集

女性版骨太の方針2022

URL <https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



内閣府男女共同参画局公式YouTube

URL [https://www.youtube.com/channel/UCeJ\\_mPdtAojnTFXbuDnbjFQ](https://www.youtube.com/channel/UCeJ_mPdtAojnTFXbuDnbjFQ)



令和4年版男女共同参画白書が、6月14日に閣議決定・公表されました。この白書は、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」に基づいて国会に毎年報告されるもので、法定白書としては通算で23回目となります。

## 男女共同参画白書

### 【白書構成】

#### 1 令和3年度男女共同参画社会の形成の状況

**特集 人生100年時代における結婚と家族  
～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～**

各章 政策・方針決定過程への女性の参画 等

#### 2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1部 令和3年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2部 令和4年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、とりわけ女性の就業や生活へ甚大な影響を及ぼし、我が国において男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化しました。

問題の背景には、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和の時代のままとなっていることが指摘されています。

他方、今や、女性の半数以上は90歳まで生き、100歳を超える人は令和2(2020)年時点で女性69,757人、男性9,766人と、まさに人生100年時代です(図1)。

図1 男女の寿命

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳
100歳以上の人口	69,757人	9,766人
105歳以上の人口	5,800人	715人

(備考) 1. 100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回生命表」より作成。  
2. 「死亡年齢最頻値」は死亡者が最も多い年齢。

「もはや昭和ではない」。昭和の時代に多く見られたサラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、または高齢の両親と同居している夫婦と子供という3世代同居は減少し、一人ひとりの人生は長い年月の中でさまざまな姿をたどっており、こうした変化・多様化に対応した制度設計や政策が求められています。

今回の白書では、このような問題意識の下、「人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」を特集テーマとし、家族の姿の変化と人生の多様化、結婚と家族を取り巻く状況について、各種統計データ及び内閣府で実施した意識調査等を中心に整理した上で、実態とかけ離れた制度・慣行、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)を含む固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題に起因する課題を明らかにし、人生100年時代における男女共同参画の課題について考察しています。

以下、特集のポイントを御紹介します。

# 1

## 家族の姿の変化・人生の多様化

### ● 婚姻関係の変化 ●

結婚・離婚・再婚件数について、昭和45(1970)年は、婚姻件数は約100万件、離婚件数は約10万件でしたが、近年(平成27(2015)年～令和元(2019)年)は、婚姻件数は約60万件、離婚件数は約20万件と、離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移しています。また、婚姻件数に占める再婚件数の割合は1970年代以降増大傾向にあり、令和2(2020)年の再婚件数は13.9万件と、婚姻の約4件に1件が再婚となっています(図2)。

図2 婚姻・離婚・再婚件数の年次推移

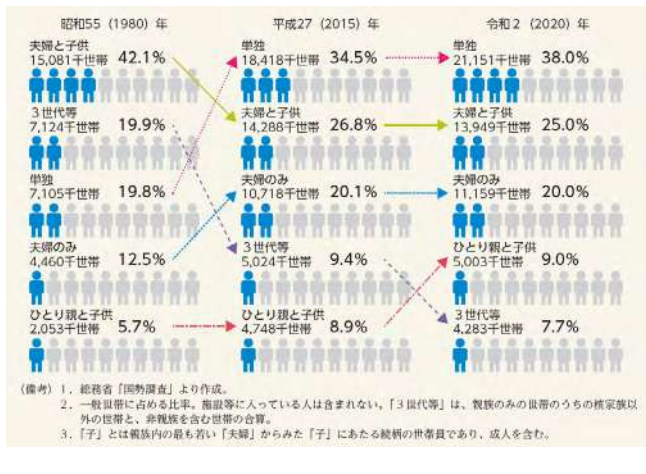




## ● 家族の姿の変化

家族の姿の変化を見てみると、昭和55(1980)年時点では、全世帯の6割以上を「夫婦と子供(42.1%)」と「3世代等(19.9%)」の家族が占めていましたが、令和2(2020)年時点では、前者は25.0%に、後者は7.7%に低下している一方、「単独」世帯の割合が38.0%と、昭和55(1980)年時点の19.8%と比較して2倍近くに増加しています(図3)。

図3 家族の姿の変化



## ● 人生の多様化

結婚と家族の姿が変化・多様化する中で、女性の人生も多様化しています。

令和2(2020)年、50歳時点で有配偶の女性は約7割であり、「未婚」「離別」「死別」により配偶者のいない人は約3割に上ります<sup>1</sup>。

「雇用者の共働き世帯<sup>2</sup>」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯<sup>3</sup>(いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯)」は減少傾向にあり、令和3(2021)年では、前者は後者の2倍以上となりました<sup>4</sup>。ただし、「雇用者の共働き世帯」を妻の働き方別に見ると、妻がフルタイム労働の世帯数は昭和60(1985)年以降、横ばいで推移しています。共働き世帯の増加の大宗は、女性のパートタイム労働の増加

によるものと考えられ、また、就業調整<sup>5</sup>を行っている女性もいることから、有業の既婚女性の約6割は、年間所得が200万円未満となっています<sup>6</sup>。

単独世帯に目を向けると、20歳以上の女性の単独世帯数は、昭和55(1980)年から令和2(2020)年で、3.1倍に増加しています。就業している単独世帯の女性と男性を比較すると、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%と、女性の割合が高く、また、単独世帯もそれ以外の世帯も、女性が世帯主の場合の世帯所得は、200~299万円に分布が集中しています(図4)。

図4 世帯主が就業している世帯の所得分布(平成29(2017)年)



既婚・未婚にかかわらず、所得が低い場合には、リスクを回避・軽減することができず、不安定な状況に置かれる可能性があります。例えば、既婚の女性であれば、配偶者との離死別で貧困に陥るリスクがあります。子供がいる場合は、配偶者との離死別でひとり親となり、貧困に陥るリスクは更に高くなります。また、DV(配偶者暴力)を受けていても、経済的自立が出来なければ、逃れられず、身体的・精神的に追い詰められるリスクもあります。独身の場合は、リスクヘッジの手段がなく、経済的に不安定なほか、将来が不安というリスクを抱えています。人生が多様化し、遭遇するリスクも多様化する中、女性が経済的に自立できる環境を整える必要があります。

1 総務省「国勢調査」より。  
2 妻が64歳以下。  
3 妻が64歳以下。  
4 雇用者の共働き世帯:1,177万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯:458万世帯(総務省「労働力調査」)。

5 収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していること。背景として、昭和時代に創設された各種制度や企業による家族手当の存在が指摘されている。  
6 総務省「就業構造基本調査」より。ここでの「既婚」とは、配偶関係「総数」から「未婚」を除いたものを指し、「死別」「離別」「不詳」を含む。

特集の第2節では、内閣府の調査等をもとに考察を深めています。一部を御紹介します。

● 結婚を取り巻く状況

結婚に対する意思について、独身者（これまで結婚経験無し）で「結婚意思あり<sup>7</sup>」としたのは、20代では女性の方が男性よりも割合が高いですが、40代以上は、女性は割合が減る傾向にあります。一方、男性は、40～60代も2～4割が結婚願望を持っています。

また、「結婚意思なし<sup>8</sup>」との回答をしたのは、女性は20代で14.0%、30代で25.4%、男性は20代で19.3%、30代で26.5%となっています（図5）。

図5 今後の結婚願望（独身者）



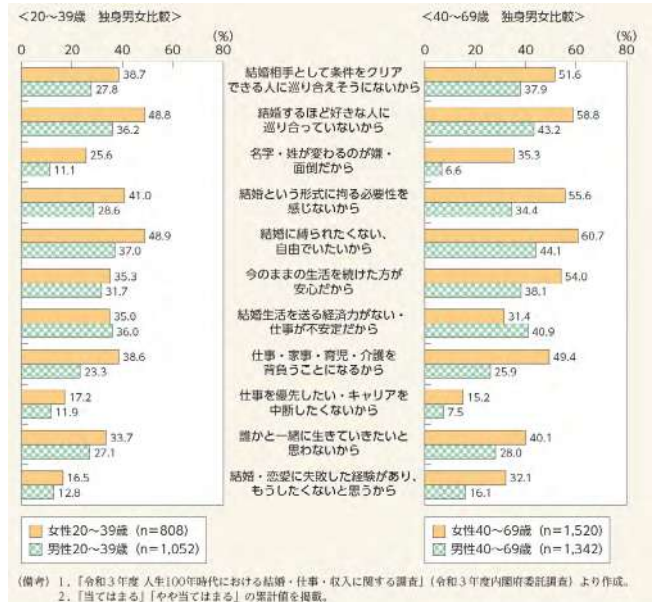
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。  
 2. 独身者のうち、これまで結婚経験がない者が対象。  
 3. 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。  
 4. 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

積極的に結婚したいと思わない理由について、独身の男女で比較すると、女性は、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」が5割前後となっています。

男女間で差があり、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」、「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」などとなっており、男性の方が高いものは、「結婚生活を送る経済力がない・仕事不安定だから」となっています。この項目間差は20～30代よりも、40～60代と年代が上がる方が大きくなっています（図6）。

独身女性が、積極的に結婚したいと思わない理由について、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」を挙げる背景には、社会や周囲、また、自分自身のアンコンシャス・バイアスの他、仕事・家事・育児・介護のバランスを取ることに苦労している既婚女性の姿を見て判断している可能性もあります。

図6 積極的に結婚したいと思わない理由



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。  
 2. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

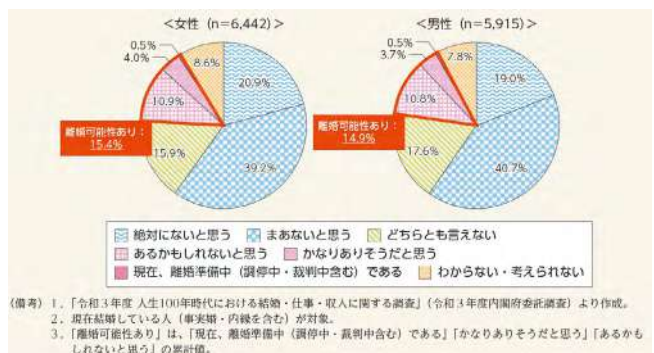
● 離婚を取り巻く状況

家族の姿が変化した今、結婚は必ずしも安定した生活を保障してくれるセーフティネットではなくなっています。

過去の離婚の経験を見ると、50代女性は19.4%、60代女性は18.4%、50代男性は13.3%、60代男性は12.9%が離婚経験があり、50～60代の現在独身の人に注目すると、女性は約半数が離婚経験があり、男性の半数以上がこれまで一度も結婚していたことがありません。

また、現在結婚している人のうち、将来、「離婚可能性あり<sup>9</sup>」と回答した人は、男女ともに約15%となっています（図7）。

図7 今後離婚する可能性



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。  
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。  
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)」である「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

7 「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。  
 8 「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。  
 9 「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)」である「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累計値。

かつて、我が国では、家族は社会保障の機能を担い、多世代・3世代同居により、経済的な保障だけでなく、家事・育児、高齢者の介護は家族内で行われていました。昭和の高度成長期に、都市部では核家族化が進み、夫婦と子供という世帯が増加し、仕事は夫、家事・育児は専業主婦の妻に任せられましたが、地方では多世代・3世代同居が続き、家族の社会保障の機能は維持されました。現在の我が国の税・社会保障制度等は、基本的には、この家族の姿を前提に作られています。

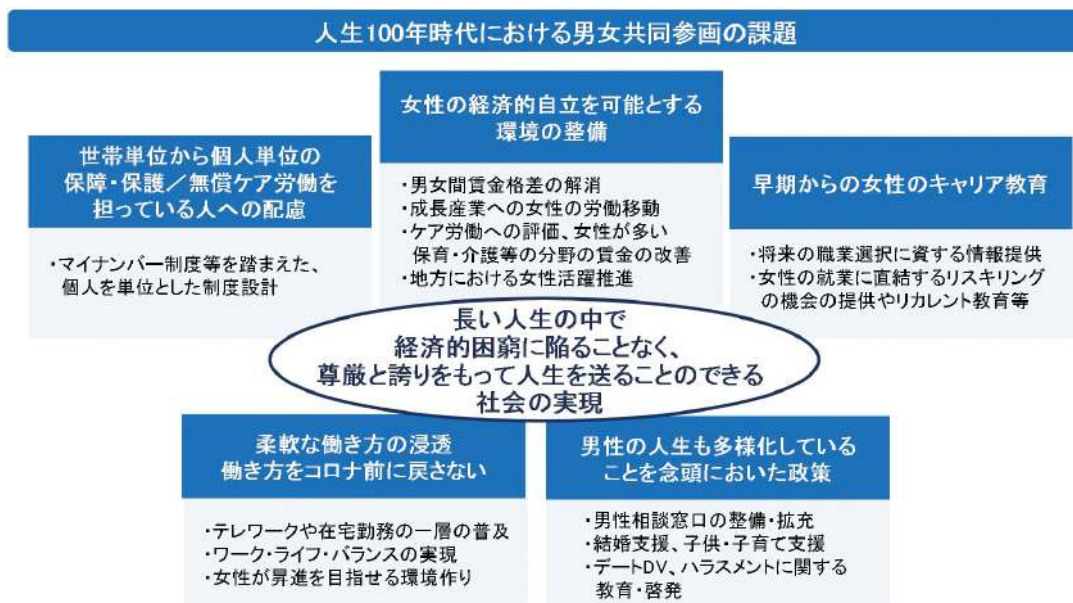
昭和、平成、令和と、時代が移り変わり、家族の姿の変化、家族に関する意識が変化し、家族が社会保障の機能を十分果たせなくなっています。これらの変化に応じて、税・社会保障制度等は、改変されてきていますが、現在の家族の姿に十分対応できておらず、制度等の恩恵を十分に受けられない人々がいます。

女性の人生は多様化し、女性にとって、もはや結婚は永く就職先ではなくなりました。しかし、人生の選択肢は増えたものの、遭遇するリスクも多様化し、多様化したリスクに対応する制度等の整備が追いついていません。一方で、女性の経済的自立の手段が依然として限られているため、リスクを回避・軽減できず、不安定な状況に置かれている場合も多いのが現状です。

家族の姿も女性の人生も多様化する中、人生100年時代を迎え、長い人生の中で女性が経済的困窮に陥ることなく、また、尊厳と誇りをもって人生を送ることができる国にするためには、様々な政策課題がありますが、特に、以下の5つが優先的に対応すべき事項であると考えられます。

- ①女性の経済的自立を可能とする環境の整備
- ②世帯単位から個人単位での保障・保護／無償ケア労働を担っている人への配慮
- ③早期からの女性のキャリア教育
- ④柔軟な働き方を浸透させ、働き方をコロナ前に戻さない
- ⑤男性の人生も多様化していることを念頭においた政策

人生100年時代を迎え、日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変しています。今後、男女共同参画を進めるに当たっては、常にこのことを念頭におき、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要があります。



令和4年版男女共同参画白書は  
男女共同参画局のHPに掲載しています。  
こちらから御覧ください。



[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)



## 配偶者暴力被害防止等のための調査・研究結果の公表について

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

### 配偶者暴力被害防止等のための調査・研究結果の公表について

配偶者暴力(DV)は被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府男女共同参画局では、DV被害防止等のため、調査・研究を行っています。

この度、「DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査報告書(概要)」、「令和3年度前期「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書」、「配偶者暴力加害者プログラム 試行のための留意事項」の3件を公表しました。本稿では、それぞれについて御紹介します。

### DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査報告書(概要)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護において、民間シェルターをはじめとする民間の団体は、相談業務、同行支援、自立支援など極めて大きな役割を担っています。

内閣府では、令和2年度から「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」を実施し、都道府県等と連携してDV被害者等支援を行う民間シェルター等に対して、都道府県等を通じて、交付金を交付しています。

本調査は、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的として実施しました。

本調査により、民間シェルター等の財政的基盤や人的基盤の脆弱性といった課題が改めて浮き彫りとなるとともに、各種支援活動において交付金が活用されている実態が把握できました。

今後とも、交付金を活用した取組を更に拡大して進めていくことで、民間シェルターが地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担い、DV被害者等への更なる支援の充実につながっていくことが期待されます。

### 「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書

内閣府では、新型コロナウイルス感染拡大の問題に起因して、生活不安・ストレスから、DVの増加・深刻化が懸念されたことを受けて、令和2年4月に「DV相談+(プラス)」を開設しました。

「DV相談+(プラス)」は、①24時間対応の電話相談、②オンライン・チャット(SNS)相談、③メール相談、④10言語に対応した外国語相談等の相談支援に加え、⑤被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急保護等の支援を総合的に提供しており、被害者にとって相談のしやすさにつながっていると思われます。

本調査研究事業は、DV相談に関する有識者による委

員会を設置し、令和3年度前期(令和3年4~9月)に実施したDV相談プラスに関する相談事例について分析を行い、今後のDV対策の施策の充実に活かすとともに、体制等を検証することを含め、その効果や課題を明らかにし、全国の地方公共団体への調査結果の還元等を通じて、被害者支援の更なる充実につなげることを目的として実施しました。

分析の結果、DV相談プラスが、電話、SNS、メールと複数の相談手段の特性を活かし、幅広い相談ニーズに対応していることや、相談内容が、精神的DVをはじめとする複合的・深刻な被害が多いということが把握できました。

また、各有識者から、DV相談プラスの有用性ととも、各地域における相談機関での支援の重要性や、逃げることのできない人へのアウトリーチ(出張相談等こちらから出かけていく支援)の必要性等の課題も指摘されました。

## 配偶者暴力加害者プログラム 試行のための留意事項

配偶者暴力加害者プログラムとは、一般に、参加者(加害者)が暴力をやめるためのグループに参加して、自分が暴力をふるった話をしたり、他の参加者の話を聞くことで、自分の暴力の責任を自覚し、自分が変わることで、暴力の再発を防ぐためにはどうすればよいのかなどを考えたり、実践したりするプログラムのことです。

今後、全国の地方公共団体において、民間の加害者プログラム実施団体と連携して、加害者プログラムの受講を希望する方々が受講できる体制を整備していく予定です。そのため、内閣府では、令和3年度、広島県・長崎県・熊本県で試行実施を行い、地方公共団体がDV被害者支援施策の一環として、加害者プログラムを実施するにあたり、望ましい取組内容として、実施体制モデルや関係機関の役割等を示す「試行のための留意事項」を策定しました。

## 相談窓口について

DVでお悩みの方が安心して相談できる窓口があります。

### DV相談+ (プラス)

24時間受付の電話相談、SNS・メール相談の対応を行っています。SNSでの相談は英語や中国語など10言語の外国語にも対応しています。専門の相談員が対応し、面談、同行支援などの直接支援も行います。



### DV相談ナビ #8008

全国共通の電話番号 #8008 (はれれば) では、発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接御相談いただくことができます。



DVの深刻化が懸念され、社会的関心が高まる中、調査・研究結果から得られた知見を生かして、引き続き相談窓口の拡充を行うとともに、各種施策の充実を進めていきます。

不安なことがあれば、一人で悩まず、相談窓口にご相談してください。

また、周りで被害に困っている方がいる場合には、相談窓口の情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるできるよう、御協力をお願いします。

News

01

## 「働く女性の健康応援サイト」の御案内

厚生労働省

近年、職場において女性特有の健康課題に対する関心が高まっています。

「働く女性の健康応援サイト」(厚生労働省委託：女性就業支援・働く女性の健康に係る情報提供事業)は、女性の「健康と仕事」に関する情報を、働く女性と企業の担当者双方に対して、提供しているサイトです。

女性特有の健康課題に関する情報のほか、Q&A、専門家コラム、職場づくりのためのポイントや企業事例などを掲載しています。この度、事業所集合セミナーや社員研修などに御利用いただける研修用資料・動画一覧を追加しました。どなたでもダウンロードしてお使いいただけますので、ぜひ御活用ください。

健康に関する正しい知識や情報を入手し、誰もがいつまでもイキイキと働き続けられるために、ぜひ当サイトを御覧ください。



詳細は、こちらを御覧ください。

URL <https://joseishugyo.mhlw.go.jp/health/>



News

02

## 性別による固定的役割分担に捉われない「フリーイラスト」を追加更新!

内閣府

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消の一助とするため、誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定したイラストを提供しています。

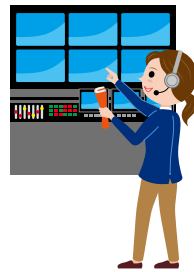
今回、新たなイラストを追加して、イラストデザイン集を更新しました。フリーイラスト素材は、個人・法人等問わず、どなたでも無料で、男女共同参画局ホームページからダウンロード可能ですので、ぜひ様々な場面で御活用ください。

ダウンロードはこちらから。

URL [https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/symbol/free/manual.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/symbol/free/manual.html)



### 追加したイラスト





今月の特集は「女性版骨太の方針」と「令和4年版 男女共同参画白書」でした。男女局の2大看板と言えるもので、両者ともすでに多くの媒体で取り上げていただけていますが、白書についてはトレンドランキング入りするなど、関心が高い様子がうかがわれます。個人的には役所でそれなりに長い期間働いていますが、白書をこれほど面白い!と思ったことは初めてです。ぜひ多くの方に概要だけでなく全文をお読みいただきたいと思います。また、男女共同参画局公式YouTubeでは白書の解説動画をアップしておりますので、こちらも併せて御視聴いただければと思います。

【編集部員I】

Info

01

## 「夏のリコチャレ2022」を開催します

内閣府

内閣府・文部科学省・一般社団法人日本経済団体連合会（以下：経団連）は共催で、夏休み期間である7月から、女子中高生等の理工系分野への進路選択を応援するため、「夏のリコチャレ2022～理工系のお仕事体感しよう!～」を開催します。

本イベントは、経団連加盟企業や大学等による主に女子中高生等を対象とした理工系の職場見学、仕事体験、施設見学など多彩なイベントの情報を内閣府「夏のリコチャレ」特設サイトを活用し、積極的に社会へ発信する取組です。昨年はオンラインイベントを中心に、約6,300名の生徒等が参加しました。今年は実地・オンライン共に多くのイベントが企画されています。

女子中高生の皆さん、今年の夏は素敵な理工系の未来を探しに行きませんか。オンラインイベントなら場所も問いません。そうしたメリットも活かしつつ、興味のあるイベントに是非御参加ください。保護者や教員の方向けの情報も御案内しています。詳細はぜひサイトを御覧ください。

RIKOCHALLENGE  
SUMMER OF 2022

リコチャレ

内閣府・文部科学省・経団連共催

詳細は、こちらを御覧ください。

URL <https://www.gender.go.jp/c-challenge/event/2022/summer.html>

Info

02

## 「地域における男女共同参画推進のための事業企画研修」を開催します

文部科学省

国立女性教育会館（NWEC）では、男女共同参画の視点に立って事業の企画・実施・評価を確実に行うことのできる人材育成を目的として、8月25日（木）～9月20日（火）に令和4年度「地域における男女共同参画推進のための事業企画研修」をオンライン形式で実施します。この研修では、事業企画のポイントについて学ぶ講義のほか、参加者自身が実施したい企画のプログラムデザイン（事業の設計図）を作成する個人ワーク、各参加者が作成したプログラムデザインを相互に検討するグループワーク等を通して、地域が抱える課題を整理し、その解決に向けた研修・学習事業を行うコツを身につけていきます。

対象は、行政、女性関連施設、公民館等の職員で、地域における男女共同参画推進のための事業等の企画・実施業務に現在就いている方です。週1回程度のライブ配信プログラムを交えて学習を進めていきますが、講義動画のオンデマンド視聴のみでの参加も可能です。

詳細は、こちらを御覧ください。

URL [https://www.nwec.jp/event/training/g\\_gakusyu2022.html](https://www.nwec.jp/event/training/g_gakusyu2022.html)

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌  
「共同参画」7月号
 <https://www.gender.go.jp>
<https://www.facebook.com/danjokiyodosankaku>
第157号  
編集・発行

2022年7月11日発行

内閣府  
〒100-8914  
東京都千代田区  
永田町1-6-1  
内閣府男女共同参画局  
総務課電話  
印刷  
表紙デザイン03-5253-2111 (代)  
株式会社アイネット  
株式会社オックス

小さい頃から、私と世界を隔ててきた“生きづらさ”。  
世界は私の全てを拒絶した。

独りでもがいて、自分も周りも傷つけた私が  
保護観察になったのは、高校をやめたとき。

言葉にならない思いは、あふれて、止められない。  
その人は、私の“生きづらさ”に触れることなく  
でも包み込むように言った。

— 大丈夫。世界は広くて、温かくて、  
私もいるんだから、きっと大丈夫。

“生きづらさ”の向こうにあった世界が、  
少しだけ近く見えた。  
私を拒んでいた世界は、私が拒んでいた世界。  
その人の言葉が、世界と私をつないでくれた。

だから今。今度は、君に伝えてる。

— 大丈夫。世界は広くて、明るくて、  
私もいるんだから、きっと大丈夫。

#生きづらさを  
生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ  
第72回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・  
再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

Q 検索

